平成２８年（フ）第２６７号
静岡県焼津市下江留1310番地の１
破産者　株式会社高橋工務店
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１４号
奈良県大和郡山市馬司町642番地の２
破産者　郡山青果株式会社
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０５号
札幌市西区八軒６条西３丁目１番５号
破産者　医療法人社団八軒整形外科
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６号
茨城県古河市諸川2456番地１
破産者　株式会社ショッピングプラザ三和
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９８号
栃木県栃木市都賀町深澤279番地１
破産者　丸高産業株式会社
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１０号
千葉県旭市入野792番地の21
破産者　有限会社利根産業
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第１７２号
横浜市中区山下町204番地１
破産者　株式会社ルナ・コーポレーション
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４３号
名古屋市港区宝神５丁目2901番地
破産者　株式会社原田建設
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３０号
名古屋市守山区四軒家１丁目1244番地
破産者　株式会社アイ・ラボ
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５３号
高知市九反田８－１
破産者　特定非営利活動法人きらりこうち都市づくり
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２００号
北海道旭川市近文町22丁目2886番地５
破産者　株式会社心
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８６号
釧路市鳥取北９丁目１番４号、住民票上の住所釧路市鳥取大通９丁目３番13号
破産者　木内　壮幸
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第８４号
千葉県印西市平賀学園台３丁目６番13号
破産者　熊井耕一郎
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８５号
千葉県印西市平賀学園台３丁目６番13号
破産者　熊井　敏子
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１４４号
千葉県八街市大関264番地111
破産者　日戸　裕司
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５６号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見3626番地の４
破産者　有限会社すかい
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
京都市中京区御池通河原町東入一之舟入町537番地リベルタス御池601
破産者　株式会社ワイズクリエイション
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
岡山市北区粟井2209番地
破産者　渡辺美和子
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４０号
岡山市東区西大寺中３丁目24番６号
破産者　岡﨑　　環
１　決定年月日　平成28年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２７６号
埼玉県鴻巣市明用86番地　ウエストビレッジ101号、旧住所埼玉県鴻巣市小谷2307番地６
破産者　宮澤　英昭
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９４号
埼玉県加須市弥兵衛539番地２
破産者　渡邉　良雄
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
埼玉県川口市並木４丁目６番２号　コーポタイラ202号室
破産者　宮口　和也
１　決定年月日　平成28年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係